

[参考] 社団法人高層住宅管理業協会認定 「マンション維持修繕技術者」試験のお知らせ

※試験の詳細、申し込み案内は11月初旬に協会ホームページ等で掲載する予定です。

1. 資格認定の目的

マンション維持修繕技術者資格認定事業は、社団法人高層住宅管理業協会（以下「協会」といいます。）が定める「マンション維持修繕技術者資格認定事業実施規則」に基づいて行うものです。

この事業は、マンションの維持・修繕に関して一定水準の知識と技術を有していることを審査・認定することにより、マンション建物・設備の維持保全に関する知識・技術及び対応力の向上を図り、良好なマンションを維持保全することにより快適な住生活を確保することを目的としています。

2. 試験実施概要

- (1) 試験日時： 平成24年2月5日（日）13:00～17:00
- (2) 開催地： 東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡（7会場）
- (3) 試験方法： 択一式50問、記述式5問
- (4) 試験科目： マンション概論、建物・設備の劣化、調査診断、修繕設計、法律、施工監理等について出題
- (5) 受験料： 10,500円（税込み）
- (6) 受験資格： 下記1）～4）のいずれかの該当者

1) 学歴（建築・設備関連の修業年数）＋ 建築・設備関連の実務経験年数 （学歴には機械・電気・土木関係の課程も含むものとする）	
①大 学（修業4年）	＋ 卒業後1年以上の実務経験
②短期大学（修業3年）	＋ 2年 〃
③短期大学・高等専門学校（修業2年）	＋ 3年 〃
④高卒以上を対象とする 専修学校・各種学校（修業2年）	＋ 3年 〃
⑤高卒以上を対象とする 専修学校・各種学校（修業1年）	＋ 4年 〃
⑥工業高校（修業3年）	＋ 5年 〃
⑦中卒以上を対象とする 専修学校・各種学校（修業2年）	＋ 6年 〃
2) 実務のみ（学歴不問）	8年以上の建築関連実務経験
3) 資格又は指定研修の修了による受験資格	
①大規模修繕コンサルタント実務研修会修了者（注1）	
②マンション維持修繕技術専門課程研修受講者（注2）	
③一級建築士又は二級建築士	
④技術士（建設部門 文部科学省認定資格）	
⑤建築設備士	
⑥区分所有管理士	
⑦管理業務主任者	
⑧マンション管理士	
4) その他	
当協会理事長が上記に掲げる前各号と同等以上と認める者（審査にて承認）	

（注1）平成11年6月から平成14年7月まで（6回実施）の研修修了者。

（注2）平成15年度以降実施の「マンション維持修繕技術専門課程研修」受講者（本研修該当）。

- (7) 願書受付： 平成23年11月初旬を予定